

「青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針」 Q & A

令和5年3月10日更新

【目的】

問1	この「青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針（以下、指針）を定めた目的は何か？
回答	青森県内に設置される園芸作物等の栽培を目的とするガラス室の安全性の確保を図ることを目的として、ガラス室の設置に当たっての指導事項を定めるものである。

【全般】

問2	過去に建築確認を行って設置された園芸用ガラス室は、改めて指針への適合確認を行う必要があるか。
回答	指針適合確認は不要です。過去に建築確認がなされた園芸用ガラス室は、すでに建築基準法に適合した構造計算が行われていることから、指針に適合済みとみなします。 ※当指針で準拠を求めている「園芸用施設設計施工標準仕様書（以下、標準仕様書）」の構造計算基準は、建築基準法に定める基準と比較して、一部を緩和（積雪荷重等）した基準となっていることから、既に建築基準確認済みのガラス室は、標準仕様書に定める構造計算基準を十分に満たしているといえます。

問3	今後、青森県内に設置される園芸用ガラス室は、全て指針に適合させる必要があるか。
回答	指針に適合させる必要があります。指針の適合確認を受けない場合は建築確認が必要となります。

問4	補助事業を活用せずに自己資金でガラス室を設置する場合も、指針に適合させる必要があるか。
回答	補助事業活用の有無にかかわらず指針に適合させる必要があります。

問5	園芸用ガラス室を指針に適合させること（建築基準法の適用除外を受けること）は、農業者にとってどのようなメリットがあるか。
回答	採光性と耐候性に優れるガラス室の設計が容易になることから、園芸作物の品質及び生産性の向上が期待できます。また、建築確認申請に要する費用が不要になるほか、建築基準法に定める構造計算基準に代えて標準仕様書の基準での設計が可能となることから、部材・工事費などの設置費用の圧縮効果も期待できます。

【適用範囲】

問 6	「観賞用又は販売等」とは具体的に何か。
回答	不特定多数の人が利用する可能性のある植物園、観光農園、直売所などが該当します。 また、園芸作物等の栽培用施設であっても、付帯設備の規模及び用途によっては「栽培用」とみなさない場合があります。

【園芸用ガラス室の安全確保対策】

問 7	園芸用ガラス室を設置する際に、設計者に資格要件はあるか。
回答	指針適合（標準仕様書適合）の証明が必要であることから、施設仕様及び規模に応じた有資格者が設計することが望ましいです。

問 8	園芸用ガラス室として指針適合確認を受けて設置した後、鑑賞・観光用などへ用途変更することは可能か。
回答	設置時に指針適合を確認したガラス室を指針適合範囲外の用途に変更することは出来ません。 ※用途変更した時点で建築基準法が適用されるため、違法建築物として取り扱われます。建築基準法に適合させるためには、施設全般に及ぶ改修が必要となる場合があります。

問 9	園芸用ガラス室設置の際に構造の安全性のほかに考慮すべき点はあるか。
回答	園芸用ガラス室の設計の際には、付帯設備も含めて単なる生産効率と構造（強度）の追求だけでなく、施設内の作業従事者に対する安全性の確保についても十分に考慮する必要があります。